

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県行造林施行手続の一部改正
- ◇告示 耕地整理組合の換地処分認可
鳥取県行造林実施要綱の一部改正
保安林指定予定地
字の変更
- ◇叙任及び辞令 浜部正規外

訓令

鳥取県訓令第二十五号

地方事務所長

鳥取県行造林施行手続（昭和二十四年二月鳥取県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年十月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

第七条第二項を削る。

第八条中「直ちに」の下に「設計書及び」を加える。

第九条を次のように改める。

第九条 削 除

第十一条中「様式第五号」を「様式第四号」に改める。

様式第四号を削り様式第五号を様式第四号とする。

各種事業仕様書七の次に八として次のように加える。

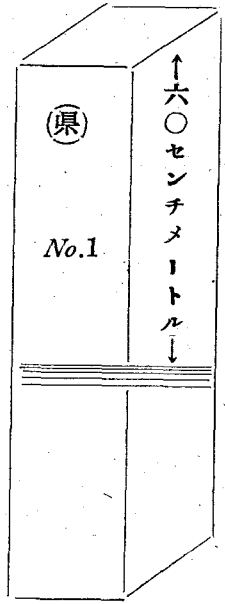
八 標柱建設事業

1 セメントの品質強度はポルトランドセメント標準規格（昭和五年八月二十日商工省告示第四十一号）に合格したものであること。

2 セメントは荷着後すみやかに使用すること。但し、工事のつ合により急速使用することができない場合は日光の直射又は風雨雪等に当たらない乾燥した冷暗所に貯蔵するものとする。

3 セメントは果係員の点検を受けた後使用すること。

- 4 コンクリートモルタル用材料は次の標準によりその品質は堅硬で細粗適度に混和したものとし泥土、塵芥のないよう清潔に洗じよう、したものに限る。
A 砂は〇、三センチメートルの目篩を通したものと
B 砂利は径〇、五センチメートル以上二、五センチメートル以下のもの
- 5 コンクリートは定量のセメント及び砂を三回以上空練しこれに定量の砂利を加え清水を靜かに注ぎ更に三回以上練り返し全部一様の色を呈するようにし直ちに使用すること。
- 6 コンクリートの練合せ器具及び運搬具は作業に先立ち清潔に洗じようすること。
- 7 コンクリートの填充は径三センチメートル内外の棒をもつて充分突込むこと。
- 8 コンクリート施工に当つては夏期は施工後適當な材料で被覆処置を行い、冬期にあつては気温攝氏三度以下に下る場合は、コンクリートの施行を中止すること。なお降雨の際は直ちに中止しコンクリート

- 9 丸鋼は径一センチメートル長九〇センチメートルとし填充の際は果係員の点検立会の上実施すること。
 - 10 ベンキ塗装は地上部六〇センチメートルとし黒ベンキをもつて次の図のように一連番号を附すること。
- 
- 11 敷設は概ね位置図によつて果係員の指示に従つて実施すること。
 - 12 すべて工事材料は果係員の点検を径後後使用すること。
 - 13 右の外果係員の指示に従うこと。

告 示

鳥取県告示第四百三十四号

気高郡大郷村六反田松原耕地整理組合の換地処分について、昭和二十八年九月二十九日認可した。

昭和二十八年十月六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第四百三十五号

鳥取県行造林実施要綱（昭和二十三年十一月鳥取県告示第五百九十七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年十月六日

郡	町村	大字	字	地	番	台帳	見込	町	指定面積	指定の目的	所有者	住所	氏名
西伯	大山	飯戸	大野		一五二ノ一	六、三〇〇	六、三〇〇	町	七、〇〇〇	火災の防備	西伯郡大山村		
同	同	同	同		一五二ノ二	七、五〇七	七、五〇七	町	二、三〇〇	同	同		
同	同	同	同		一五二ノ三	二、四二八	二、四二八	町	一、一〇〇	同	同		

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

第十条中「五割」を「五割以内」に改める。
附則
この要綱は公布の日から施行する。

鳥取県告示第四百三十六号

次の土地を森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により保安林指定予定地にしたので森林法第三十条により告示する。

昭和二十八年十月六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

施業要件

- 一 保安林指定の目的を害すると認められる樹木並びに後継樹植栽上特に必要な場合の外立木の伐採を禁ずる。
- 一 更新にあつては後継樹が保安林指定の目的を達成することができると認められるまでは、その指定の目的を達成するに足る前生樹を存置しなければならない。
- 一 更新にあつては耐火性の強い樹種を植栽すること。

鳥取県告示第四百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、昭和二十八年九月二十二日から東伯郡上北条村の区域内の字の区域を次のとおり変更した旨届出があつた。

昭和二十八年十月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

変更前 変更後

大字 中江	字名 下土	地番 老番の老	大字 大塚	字名 下土	地番 六百九拾八番
----------	----------	------------	----------	----------	--------------

老番の老	六百九十九番
老番の参	七百番
老番の四	七百老番
老番の五	七百式番
老番の六	七百式番
式番の老	七百四番
式番の式	七百五番
式番の参	七百六番
式番の四	七百七番
式番の五	七百八番
式番の六	七百九番
式番の七	七百拾番

式番の八	七百拾老番
参番の老	七百拾式番
参番の式	七百拾参番
参番の参	七百拾四番
参番の四	七百拾五番
四番の老	七百拾六番
四番の式	七百拾七番
四番の参	七百拾八番
四番の四	七百拾九番
四番の五	七百拾拾番
四番の六	七百拾拾壹番
四番の七	七百拾拾貳番
四番の八	七百拾拾参番
五番の老	七百拾拾四番
五番の式	七百拾拾五番
五番の参	七百拾拾六番
五番の四	七百拾拾七番
五番の五	七百拾拾八番

五番の六	七百拾拾九番
五番の七	七百拾拾番
五番の八	七百拾拾壹番
五番の九	七百拾拾貳番
六番の老	七百拾拾参番
六番の式	七百拾拾四番
六番の参	七百拾拾五番
六番の四	七百拾拾六番
七番の老	七百拾拾七番
七番の式	七百拾拾八番
七番の参	七百拾拾九番
七番の四	七百四十番
七番の五	七百四十壹番
七番の六	七百四十貳番
七番の七	七百四十参番
七番の八	七百四十肆番
七番の九	七百四十伍番
七番の拾	七百四十六番

七番の拾七	七百四拾七番	拾番の五	七百六拾五番
八番の七	七百四拾八番	拾番の六	七百六拾六番
八番の参	七百四拾九番	拾番の七	七百六拾七番
九番の七	七百五拾番	拾番の八	七百六拾八番
九番の式	七百五拾壹番	拾番の九	七百六拾九番
九番の参	七百五拾貳番	拾番の拾	七百七拾番
九番の四	七百五拾参番	拾壹番の壹	七百七拾壹番
九番の五	七百五拾肆番	拾壹番の式	七百七拾貳番
九番の六	七百五拾伍番	拾壹番の四	七百七拾参番
九番の七	七百五拾六番	拾壹番の五	七百七拾肆番
九番の八	七百五拾七番	拾壹番の七	七百七拾伍番
九番の九	七百五拾八番	拾壹番の八	七百七拾六番
九番の拾	七百五拾九番	拾壹番の九	七百七拾七番
拾番の壹	七百六拾番	拾参番	七百七拾八番
拾番の式	七百六拾壹番	拾肆番	七百七拾九番
拾番の参	七百六拾貳番		
拾番の四	七百六拾参番		
	七百六拾肆番		
		以上	八二筆

叙任及辞令

浜部 正規

倉吉市教育委員会教育長代理に任命する

昭和二十八年十月一日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員 丸井 晴美

願により本職を免する

昭和二十八年九月三十日

鳥取県教育委員会

入倉 時信

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する

主事に補する

十一級六号給を給する

東伯支所勤務を命ずる

昭和二十八年十月一日

鳥取県教育委員会

昭和28年10月15日第三種郵便物認可

発 日 火 金



印 発

刷 行

鳥 鳥

取 取

者 縣

所 鳥

鳥 鳥

取 取

市 市

取 東

東 町

町 取

取 取

縣 取

取 取

印 取

刷 取

所 縣

本年度こそは！

良い器材を！！

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部（印刷部連絡所を兼）を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御命令下さいます様御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の
デパート 鳥取 孔版社

本 社——鳥取市西町268（日赤前入る）
電 2 7 3 1

出張所——鳥取驛前（うまき旅館前）